

## 第4回高校生自転車交通安全動画コンテスト応募用紙

【太枠内は全て必須記載項目です。漏れなく記載してください。】

応募日	令和 年 月 日	(整理番号 )
応募部門	<input type="checkbox"/> ストーリー動画部門 <input type="checkbox"/> ショート動画部門	
学校名		
応募グループ名		
作品名		
作品を通して 伝えたいこと		
グループリーダー		
グループメンバー		
	計 名	
学校連絡先 (責任教諭等)	住所：〒 電話：	
	----- 責任教諭 氏名： メールアドレス：	
応募に当たっての チェック	裏面の「応募に当たっての注意事項」を必ず一読し、確認してください。 確認したら <input type="checkbox"/> にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 応募に当たっての注意事項を確認しました。	

### 〈応募先〉

事務局 〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1  
群馬県庁 道路管理課交通安全対策室 (県庁 20階)

E-mail : [kotsuanzen@pref.gunma.lg.jp](mailto:kotsuanzen@pref.gunma.lg.jp)

電話 : 027-226-2388

※ 動画は、電子媒体又は群馬県庁インターネットファイル共有システムで提出してください。  
(詳細は、募集要綱又は事務局にお問合せください)

※ 郵送・持参の場合は、事務局又は群馬県内の警察署交通課に電子媒体と一緒に提出又は郵送してください。(持参の場合は、事務局・警察署どちらも平日午前8時30分から午後5時15分までとさせていただきます。)

## (応募に当たっての注意事項)

- ◎ 動画作成上の注意事項
  - ・ 動画は、ストーリー動画部門は、30秒以上60秒以内の縦型又は横型動画、ショート動画部門は30秒以内の縦型動画としてください。規定時間以外の作品は審査対象外とします。時間の長短は審査に影響しません。
  - ・ 表現方法（実写、アニメ、CG、スライド等）は問いません。
  - ・ 必ず、応募者によるオリジナル作品で未発表のものとしてください。
  - ・ BGMを使用する場合は、オリジナル楽曲又は著作権フリーの音楽としてください。著作権上問題のある楽曲使用が判明した場合は、失格とします。
  - ・ 公道での撮影は、危険を伴うため禁止とします。公道で撮影された作品は、審査対象外となります。  
(指定日であれば、群馬県総合交通センターの教習コースが使用できますので、ご利用下さい。)
  - ・ 出演者には必ず承諾を得て下さい。出演者でなくても、容姿が映り込んでいる場合はその方への承諾が必要です。
  - ・ 作品中の言語表現は日本語とします。他言語を使用する場合は、日本語訳の字幕を使用してください。
  - ・ 動画編集ソフト、アプリ等による動画の加工及び編集は自由です。
- ◎ 入賞作品発表及び表彰式
  - ・ 審査結果は入賞者のみに通知します。また、県ホームページに掲載します。
  - ・ 表彰式の日程、要領等は、入賞者に別途通知します。
- ◎ 注意事項
  - (1) 受賞作品は広く公開されることとなりますので、個人の氏名、居住地等が特定されないことがないように十分確認の上、応募してください。
  - (2) 作品応募に係る一切の費用は応募者負担となります。
  - (3) 作品の使用権及び著作権は事務局に帰属し、入賞作品は、群馬県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」で配信します。その他、営利目的以外の用途で二次利用（複製、編集、上映、頒布等）を行います。
  - (4) 応募作品が以下の内容に該当する場合は、審査対象外とし、群馬県は一切その責任を負いません。
    - ・ 第三者の著作権、肖像権、その他第三者の権利を侵害するもの
    - ・ 公序良俗に反するもの
    - ・ 立入禁止、撮影禁止場所等で撮影したもの
    - ・ 公道で撮影したもの
    - ・ 応募者以外が作成したもの
    - ・ 他の動画サイト等で公開されているもの
    - ・ 営利を目的とした情報提供、広告宣伝若しくは勧誘行為に当たるもの
    - ・ 個人、企業、団体等の中傷したり、プライバシーを侵害するもの
    - ・ 他の個人、企業、団体等になりすましたもの
    - ・ 本コンテストの適正な運営を妨げるもの
    - ・ その他共催者が不適切と判断するもの
  - (5) 群馬県公式 YouTube チャンネル「tsulunos」配信後に不正等が発覚した場合は、当該作品を削除し、表彰を取り消します。